

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第2次輪之内町地球温暖化対策実行計画

平成25年度～平成29年度

平成25年4月

岐阜県輪之内町

目次

第1章 基本的事項

- 1. 現状の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 本計画の目的及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

- 1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・・・ 6
- 2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 具体的な取組

- 1. 電気使用に関する取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2. 各種燃料の使用に関する取り組み・・・・・・・・・・ 8
- 3. その他地球温暖化対策につながる環境配慮項目に係る取り組み・・・・・・ 8

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

- 1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 3. 職員に対する研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 4. 計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 5. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

目次

手順書編

手順書 1	省エネ手順書	1 5
手順書 2	廃棄物減量化手順書	2 1
手順書 3	印刷発注手順書	2 7
手順書 4	コピー用紙節約手順書	2 8
手順書 5	リユース推進手順書	3 0

環境影響法令等規制一覧編

環境影響法令等規制一覧	3 1	
監視・測定手順書 1	ボイラーばい煙量監視・測定手順書	3 6
監視・測定手順書 2	公用車等監視・測定手順書	3 7
監視・測定手順書 3	排水水汚染状態監視・測定手順書	3 8
監視・測定手順書 4	浄化槽監視・測定手順書	4 0
監視・測定手順書 5	地下オイルタンク監視・測定手順書	4 2
	地下オイルタンク緊急事態管理手順書	4 4
監視・測定手順書 6	自家用電気工作物監視・測定手順書	4 7
監視・測定手順書 7	上水道水監視・測定手順書	4 9
監視・測定手順書 8	一般廃棄物処理施設維持管理監視・測定手順書	5 1
監視・測定手順書 9	特別管理産業廃棄物監視・測定手順書	5 6
監視・測定手順書 1 0	産業廃棄物監視・測定手順書	5 8
監視・測定手順書 1 1	届出等監視・測定手順書	5 9

第1章 基本的事項

1. 現状の検証

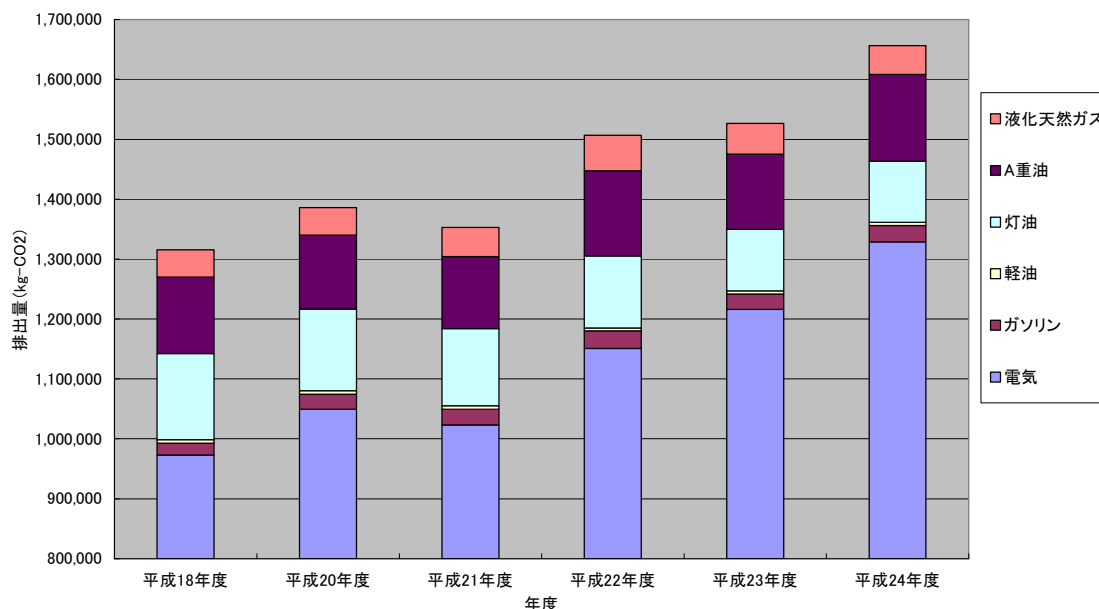
輪之内町では、平成20年度から5年間、平成18年度を基準年度とし、二酸化炭素排出量6%減を目標とした実行計画（以下、前計画と言う。）に基づき、二酸化炭素排出削減施策をすすめてきた。（基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。）

その結果は、下の表及びグラフのとおりである。（なお、二酸化炭素算出量において、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の改正（平成22年3月3日）及び毎年公表される電気事業者毎の排出係数に基づき再計算している。）

二酸化炭素排出量の推移(単位:Kg-CO2)

区分	平成18年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電気	972,907	1,049,620	1,023,321	1,150,584	1,216,007	1,328,724
ガソリン	19,943	24,867	26,300	29,617	25,805	27,280
軽油	5,887	6,014	5,967	5,067	5,186	5,596
灯油	143,977	136,334	128,507	120,207	102,689	102,046
A重油	127,353	123,559	120,308	141,714	125,862	144,776
液化天然ガス	45,426	45,603	48,272	59,756	51,324	48,074
総排出量	1,315,494	1,385,998	1,352,675	1,506,944	1,526,873	1,656,496

二酸化炭素排出量の変化



排出量の推移を見ると、二酸化炭素総排出量において平成21年度から毎年増加しており、平成18年度と比較すると、平成24年度は25.92%の増となっている。特に電気使用による排出量の増加が顕著にみられるが、これは排出係数の推移から分かるように、電力会社が発電のために排出した二酸化炭素量に影響を受けているものと考えられる。

特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、原子力発電所の停止に伴う電力供給不足の事態が生じた。電力会社はその不足分を主に火力発電所による代替発電で対応した結果、二酸化炭素の排出増という効果をもたらした。平成24年の二酸化炭素総排出量は、以上の外的要因の影響を強く受けた結果となっている。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づく実排出係数 単位:kg-co2/kWh

会社名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
中部電力株式会社	0.452	0.481	0.47	0.455	0.474	0.473	0.518

※平成22年の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の改正において、デフォルト値を廃止し、電気の小売りを行う電気事業者(一般電気事業者及び特定規模電気事業者)及び電気事業者以外の者の別に応じた排出係数を用いて、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量を算定するよう見直したことから、上記排出係数を公表することとなった。

※年度毎の二酸化炭素排出排出量は、前年の実排出係数を用いて算定している。

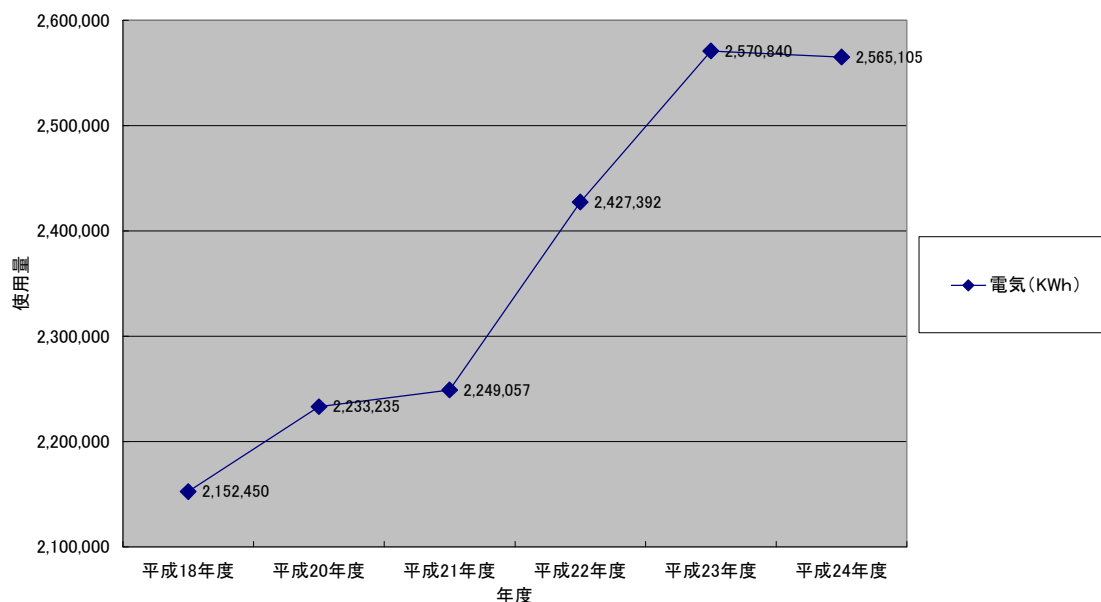
【参照】環境省:地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)策定支援サイト

それでは二酸化炭素排出要因ごとの使用量の推移をみると、下記の表およびグラフのとおりとなる。

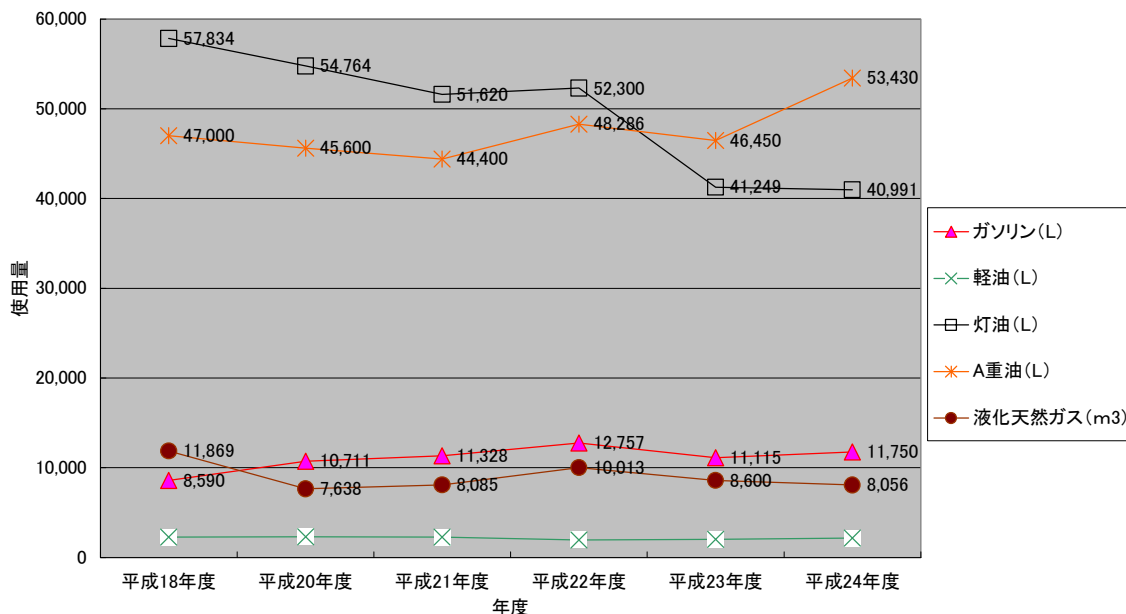
使用量の推移

区分	平成18年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電気(KWh)	2,152,450	2,233,235	2,249,057	2,427,392	2,570,840	2,565,105
ガソリン(L)	8,590	10,711	11,328	12,757	11,115	11,750
軽油(L)	2,248	2,296	2,278	1,960	2,006	2,165
灯油(L)	57,834	54,764	51,620	52,300	41,249	40,991
A重油(L)	47,000	45,600	44,400	48,286	46,450	53,430
液化天然ガス(m3)	11,869	7,638	8,085	10,013	8,600	8,056

使用量の推移(電気)



使用量の推移(燃料)



電気使用量の増加及び灯油使用量の減少が目立っているが、その主要因として、平成20年度より一部の施設の空調施設を灯油式から電気式に切り替えたことでエネルギー使用における電気への依存度が高まったことが考えられる。

また行政サービス拡大のため、平成19年度から窓口開庁時間を延長し、平成23年7月からは平日毎日午後7時まで開庁時間を延長したことが使用量全体の増加につながっていると考えられる。

このように二酸化炭素排出量増加に関わる内外の事情を踏まえると、前計画の目標値を継続して目指していくのは困難であるといえる。

そこで今後町が実施する事業を見据えたうえで、実行可能な目標設定を本計画の中で打ち出すこととする。

2. 本計画の目的及び目標

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。輪之内町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

基準年度については平成24年度とし、計画期間を平成25年度～平成29年度までの5年間とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

○地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（第3項から第12項まで略）

3. 対象範囲

本計画は、本町が行う全ての事務・事業及び出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

対象施設一覧

対象施設名	推進員																
	議	総	経	税	会	住	福	建	産	教	給	保	ふ・包	児	仁保	福保	大保
輪之内町役場庁舎	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
輪之内町コミュニティ防災センター		○															
仁木コミュニティ防災センター		○															
福東コミュニティ防災センター		○															
大藪コミュニティ防災センター		○															
一般廃棄物最終処分場						○											
エコドーム						○											
ふれあいセンター													○				
趣味の家													○				
児童発達支援教室そら														○			
保健福祉センター												○					
仁木保育園															○		
福東保育園																○	
大藪保育園																	○
水源地								○									
第2水源地								○									
輪之内浄化センター								○									
輪之内町民センター									○								
文化会館										○							
図書館・歴史民俗資料館										○							
テニスコート										○							
アポロスタジアム										○							
バターゴルフ場										○							
輪之内体育センター										○							
輪之内中学校										○							
仁木小学校										○							
福東小学校										○							
大藪小学校										○							
学校給食センター											○						

略称	名称
議	議会事務局
総	総務課
経	経営戦略課
税	税務課
会	会計室
住	住民課
福	福祉課
建	建設課
産	産業課
教	教育課
給	学校給食センター
保	保健センター
ふ	ふれあいセンター
包	地域包括支援センター
児	児童発達支援教室そら
仁保	仁木保育園
福保	福東保育園

4. 対象とする温室効果ガス

削減対象とする温室効果ガスは、本計画も同様に法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度（平成24年度）の二酸化炭素排出量

輪之内町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、次の数値となる。

平成24年度二酸化炭素排出量(kg-CO₂)

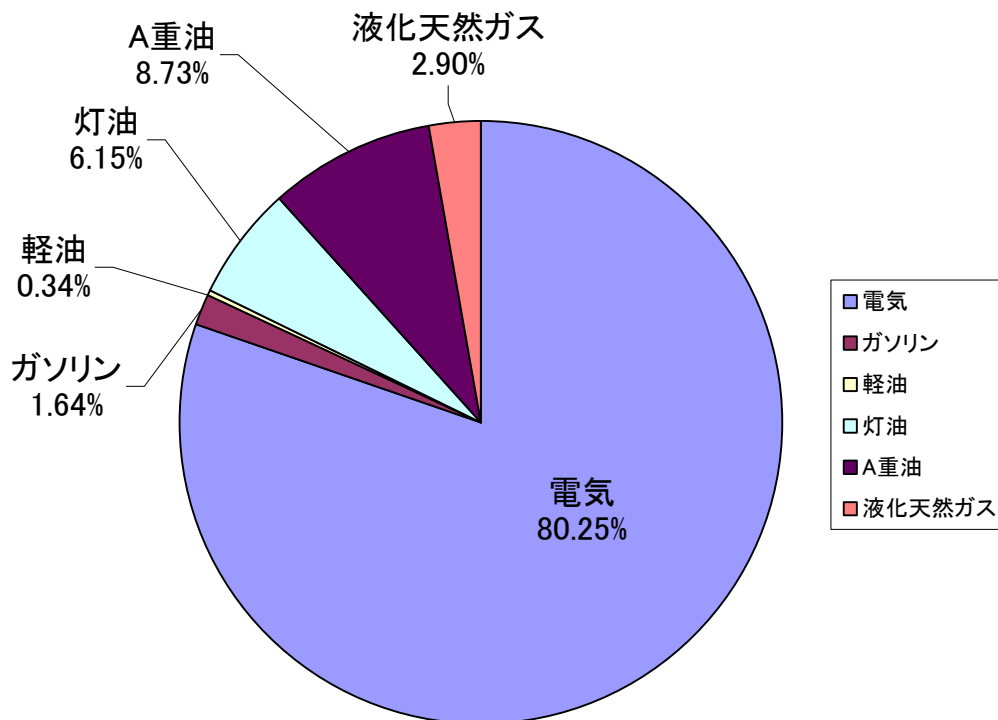
	電気	ガソリン	軽油	灯油	A重油	液化天然ガス	計
前計画対象施設	1,328,724	27,280	5,596	102,046	144,776	48,074	1,656,496
消防施設(消防車庫)	2,781						2,781
	総計						1,659,277

二酸化炭素(CO₂)排出量 1,659,277kg-CO₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成24年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の80.25%を占め、次いでA重油が8.73%、灯油6.15%、液化天然ガス2.90%、ガソリン1.64%、軽油0.34%となっている。

平成24年度二酸化炭素排出量(kg-CO₂)



3. 削減目標

平成24年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成29年度の二酸化炭素排出量を6%削減することを目指す。この削減目標を達成するため、町の各機関においてはそれぞれの事務事業から消費される電気・燃料等の使用量等の把握に努め、二酸化炭素排出量が平成29年度には6%削減の目標を達成するよう各機関で施策を検討し、実施する。

区分	基準年度(平成24年度)	目標値	削減率(%)
電気	1,331,505	1,238,300	-7.00
ガソリン	27,280	25,645	-5.99
軽油	5,596	5,485	-1.98
灯油	102,046	101,025	-1.00
A重油	144,776	141,880	-2.00
液化天然ガス	48,074	47,115	-2.00
総排出量	1,659,277	1,559,450	-6.02

区分	基準年度排出量 平成24年度	削減目標	目標年度排出量 平成29年度
二酸化炭素(CO ₂)	1,659,277kg-CO ₂	6%	1,559,450kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

削減目標を達成するためどのような手段を取るのかを「地球温暖化対策に係る取り組み」として定め、進捗状況を管理する。

1. 電気使用に関する取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
電気の使用量を削減する	(1) 不用な電灯、OA機器の電源OFF。	「省エネ手順書」による。
	(2) 冷暖房時の温度管理を徹底する(冷房温度は、概ね28℃、暖房温度は概ね19℃)。	
	(3) 施設利用者に(1)、(2)を周知徹底する。	
	(4) エネルギー消費効率	

	の高い機器を導入する。	
	(5) 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーを積極導入する。	

2. 各種燃料の使用量に対する取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
燃料の使用量を削減する。	(1) 公用車に使用する燃料を削減する。	「省エネ手順書」による。
	(2) 冷暖房時の温度管理を徹底する（冷房温度は、概ね 28℃、暖房温度は概ね 19℃）。	
	(3) 施設利用者に (2) を周知徹底する。	

3. その他地球温暖化対策につながる環境配慮項目に係る取り組み

(1) 一般廃棄物の焼却量に対する取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
廃棄物の減量化及びリサイクルを推進する。	a ごみの分別を徹底し、減量、資源化に努める。	「廃棄物減量手順書」による。
	b 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。	
	c 生ごみ処理機による堆肥化をすすめる。	

(2) 物品購入に対する取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
グリーン購入を推進する。	a 用紙類（コピー用紙、印刷用紙）は再生紙を利	コピー用紙については、可能な限り古紙配合率の高い

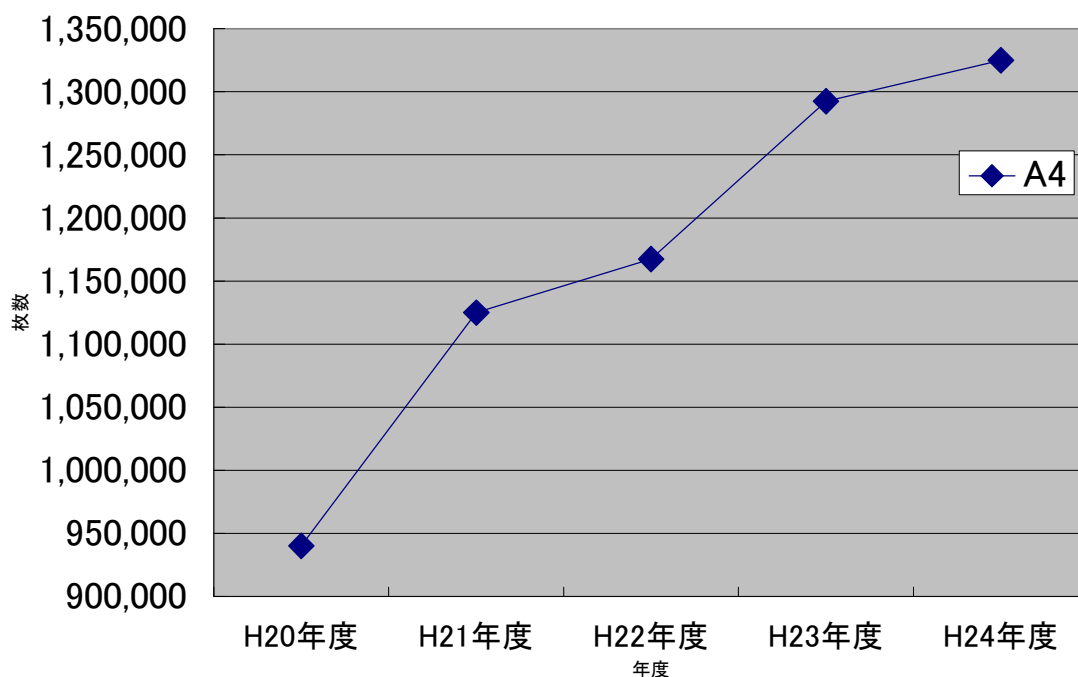
	用する。	ものを調達する。
	b 事務用品においては、環境配慮製品を購入する。	環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

(3) 用紙類の使用に対する取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
コピー用紙の購入量を削減する。	a ペーパーレス化に向けた取り組みを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・会議・通知等においてメール配信を活用する。 ・校正での紙出力を抑制する。 ・電子メールを回覧するときは、原則本文のみとし、枚数削減に努める。 ・台帳の電子化を推進する。
	b 両面コピーを徹底する。	「コピー用紙節約手順書」による。
	c 片面印刷済用紙を使用する。	
	d 会議での封筒の使用量を削減する。	「リユース推進手順書」による。
	e 使用済封筒使用を推進する。	

(参考)コピー用紙購入枚数の推移(単位:枚)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
A3	64,500	87,000	63,000	49,500	60,000
A4	940,000	1,125,000	1,167,500	1,292,500	1,325,000
B4	102,500	100,000	137,500	75,000	117,500
B5	55,000	77,500	45,000	77,500	70,000



コピー用紙購入枚数の目標設定(単位: 枚)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
A3	60,000	60,000	58,500	58,500	57,000
A4	1,310,000	1,295,000	1,277,500	1,257,500	1,240,000
B4	117,500	117,500	115,000	112,500	110,000
B5	70,000	70,000	67,500	67,500	65,000

(4) 緑化に対する取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
緑化を推進する。	a 大気環境木を植栽する。	「輪之内町環境基本計画」による。

(5) 環境に対する意識を高める取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
輪之内町全体の環境に対する意識を高め、環境負荷の低減を図る。	a 環境啓発イベントを実施する。	ふれあいフェスタ環境コーナーを設置する。
	b 環境保全に関する教育を実施する。	ごみの分別方法を指導する。
	c 環境に関する書籍・資料を充実させる。	環境関連図書コーナーを設置する。

(6) 公共事業における温室効果ガス排出抑制に係る取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
温室効果ガスの排出抑制に配慮した公共事業を実施する。	a 建設副産物のリサイクルを推進する。	仕様書、設計図書等へ記載する。
	b リサイクル材料・素材を選択する。	
	c 省エネ・省資源に配慮した材料・素材を選択する。	
	d 周辺の緑化を考慮した施設整備を行う。	

(7) 職員の意識向上を図る取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
職員の意識向上を図る。	a 研修会を実施する。	環境に関する研修会、勉強会等を実施する。
	b 環境活動に参加する。	清掃イベント、廃品回収等に参加する。
	c 家庭内で地球温暖化防止活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップを推進する。 ・自転車を利用する。 ・省エネ製品を購入する。

(8) 環境関係法令等の遵守に関する取り組み

目的	取り組み	具体的な取組事項
環境関係法令等の遵守を図る。	a 環境に係る各法令等を遵守する。	「環境法令等規制一覧」及び各監視・測定手順書による。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

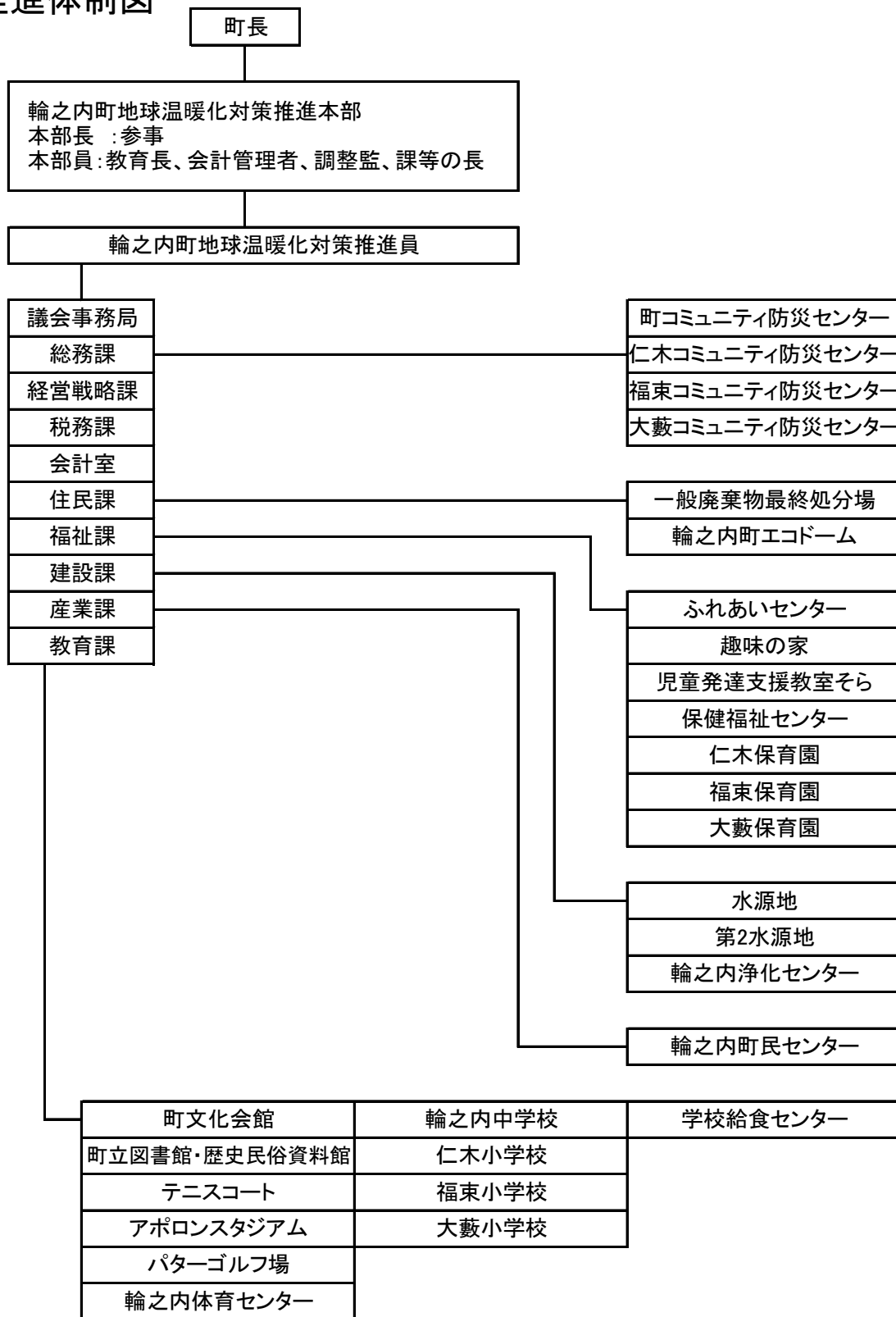
1. 推進体制

計画の推進を図るために、輪之内町地球温暖化対策推進本部を設置し、各課等に地球温暖化対策推進員を設置する。

地球温暖化対策推進員は、課等内において計画に掲げる「地球温暖化対策に係る取り組み」について周知徹底させるとともに、その実施状況を把握するものとする。

事務局は総務課とし、実施状況の取りまとめ及び行動結果の公表にあたっての取りまとめ、その他必要な事務を行う。

推進体制図



2. 点検体制

事務局は、推進員をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、把握した時点での達成状況を推進本部に報告する。

推進本部は年1回、達成状況に関する総括評価を行う。

3. 職員に対する研修

次のとおり行うものとする。

研修名	責任者	実施時期	対象者	目的	内容
本部員研修	本部長	随時	本部員	実行計画の重要性と役割の認識	計画の目的と内容 推進・点検体制と役割 職員の指導・育成
推進員研修	総務課長	随時	推進員	実行計画の重要性と役割の認識	計画の目的と内容 推進・点検体制と役割 点検手順と方法 一般職員への周知
一般研修	課等の長	随時	所属職員	環境に対する自覚と取組への理解	地球温暖化関連情報 計画の目的と内容 取組の内容と方法
新人研修	総務課長	4月	新規採用職員	環境に対する自覚と取組への理解	地球温暖化関連情報 計画の目的と内容 取組の内容と方法
コンプライアンス研修	課等の長	必要の都度	環境影響法令等規制一覧に掲げる施設等を有する職員	環境影響法令等の遵守	環境影響法令等の理解 環境影響法令等の理解遵守の意義
地下オイルタンク緊急事態模擬訓練	地下オイルタンクを有する課等の長	必要の都度	地下オイルタンクを有する課等の職員	緊急事態への備え	緊急事態への対応手順による実施及び検証

4. 計画の見直し

推進本部は、地球温暖化防止を取り巻く社会情勢や本計画の運用管理状況、評価・点検結果等を考慮し、必要に応じて本計画の見直しを行う。

5. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の二酸化炭素排出量については、年1回町広報誌やHP等により公表する。